

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月16日作成)

法令名	積立式宅地建物販売業法(昭和46年法律第111号)	
根拠条項	第3条	
許認可等の種類	積立式宅地建物販売業の許可	
法令の定め	第3条 積立式宅地建物販売業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。)を設置してその事業を営もうとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。	
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・審査基準が法令の定めに尽くされているため	
標準処理期間	総期間 経由機関 協議機関 処分機関	(注: 休日は含まない。) — — (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導係	(電話番号: 011-204-5575)
申請先	同上	
問い合わせ先	同上	
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月16日作成)

法令名	積立式宅地建物販売業法(昭和46年法律第111号)
根拠条項	第23条第2項
許認可等の種類	営業保証金の取り戻しの承認
法令の定め	第23条 積立式宅地建物販売業者は、基準日において積立金等保全措置により積立金等の返還債務の弁済に充てることのできる額が当該基準日に係る基準額をこえることとなったときは、次の基準日までに、そのこえる額につき、営業保証金を取り戻し、又は営業保証金供託委託契約の一部を解除して委託額を減ずることができる。 2 前項の規定による営業保証金の取戻しは、国土交通省令で定めるところにより、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の承認を受けなければ、することができない。
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・審査基準が法令の定めに尽くされているため
標準処理期間	総期間 (注: 休日は含まない。) 経由機関 — 協議機関 — 処分機関 (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導係 (電話番号: 011-204-5575)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月16日作成)

法令名	積立式宅地建物販売業法（昭和46年法律第111号）	
根拠条項	第23条第3項	
許認可等の種類	営業保証金供託委託額の減額の承認	
法令の定め	<p>第23条 積立式宅地建物販売業者は、基準日において積立金等保全措置により積立金等の返還債務の弁済に充てることができる額が当該基準日に係る基準額をこえることとなったときは、次の基準日までに、そのこえる額につき、営業保証金を取り戻し、又は営業保証金供託委託契約の一部を解除して委託額を減ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による営業保証金の取戻しは、国土交通省令で定めるところにより、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の承認を受けなければ、することができない。</p> <p>3 第1項の規定による委託額の減額は、国土交通省令で定めるところにより、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の承認を受けなければ、その効力を生じない。</p>	
審査基準	<p>設定しない</p> <p>(設定しない理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準が法令の定めに尽くされているため 	
標準処理期間	<p>総期間</p> <p>経由機関</p> <p>協議機関</p> <p>処分機関</p>	<p>(注：休日は含まない。)</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>(原則として、承認申請受付から)</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導係	(電話番号：011-204-5575)
申請先	同上	
問い合わせ先	同上	
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)	